

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和5年1月5日

世田谷区

1. 業務概要

件名	世田谷区図書館情報システム構築業務委託
業務内容	本件業務は、世田谷区図書館情報システムのシステム更改に伴う次期システムの構築及び現行システムからの移行、それに伴うプロジェクト管理等を委託するものである。システムの更改により、図書館業務の確実な継続と利用者サービスの向上を図る。更改にあたっては、現行システムからの確実な移行を基本とし、DX（デジタルトランスフォーメーション）の動きを踏まえ、運用の簡素化や合理化、安定性やセキュリティの確保、費用対効果の改善を行う。
履行期間	令和5年4月初旬から令和6年1月31日まで

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- ① 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ 「プライバシー・マーク」又は「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS)の認証を受けていること。

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

本件では企画提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 事業者を特定するための評価項目

(1) 提案書に関すること

- ① 本件業務の受託に関する基本方針
- ② 本件業務の実施体制
- ③ 本件業務の納品物、記載内容及び納品時期一覧
- ④ 本件業務における情報セキュリティに関する考え方
- ⑤ 本件業務と類似する業務実績

- ⑥ 提案システムの特徴及びセールスポイント
 - ⑦ 提案システムの運用保守及びサポート体制
 - ⑧ 提案システムの構築スケジュール
 - ⑨ 提案システムの構成
 - ⑩ 提案システムの機能（図書館業務機能一覧の実装可否）
 - ⑪ 提案システムの各種要件充足方法
 - ⑫ データ移行及びシステム切り替えの方針及びスケジュール
 - ⑬ 提案システムの研修方法
 - ⑭ その他、本件業務の受託に関してアピールしたい点
- (2) 見積書・見積内訳書に関すること
見積金額及び内容の妥当性
- (3) その他（法人概要・財務諸表）

5. 選定方法

企画提案の審査は、企画提案書の書類審査により行い、要綱により設置する選定委員会の合議により評価し、1事業者を契約候補者として選定する。

6. 手続等

(1) 担当部課

生涯学習部 中央図書館 事務調整担当

〒154-0016 世田谷区弦巻 3-16-8 世田谷区立中央図書館 地下1階

電話 03-3429-1811 FAX03-3429-7436

(2) 説明書の交付

① 交付期間 令和5年1月5日（木）から令和5年1月18日（水）まで

② 交付方法 区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和5年1月18日（水）午後5時まで

② 提出方法 郵送（書留に限る）又は持参にて提出する。

(4) 企画提案書の提出

① 提出期限 令和5年2月22日（水）午後5時まで

② 提出方法 郵送（書留に限る）又は持参にて提出する。

7. その他

(1) 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

- (4) 参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。
- ① 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
 - ③ 虚偽の内容が記載されているとき。
 - ④ 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
 - ⑤ その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約保証金は、免除とする。
- (7) 本件業務の受託にあたり、契約書の作成が必要となる。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する場合がある。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合には、区担当者に事前に相談すること。
- (11) 関連情報を入手するための照会は、担当部課及び世田谷区ホームページから行う。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年12月20日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。